

平成27年度 国立大学法人北海道教育大学 年度計画

平成27年3月27日 文部科学大臣届出

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】 入学者受入の方針，学位授与の方針，教育課程編成・実施の方針を確立し，明確な成績評価基準に基づいた教育を実施し，学位を授与する。

- 教員養成課程及び学科の学位授与の方針，教育課程編成・実施の方針について検証を行うと共に，成績評価基準をより明確にする。
- 大学院改革の学内における検討状況を踏まえて，修士課程の在り方等を明確にする。
- 専門職学位課程においては，学位授与の方針，教育課程編成・実施の方針に基づき，設置基準の改正を見据えたカリキュラム再編に向け調査研究を推進する。

【2】 教養教育を改善し，入学前教育，補習教育，初年次教育とともに体系的に実施する。

- 本学の新たな教養科目の理念が，教員養成課程及び学科の教養教育科目にどう反映されているのか点検する。
- 平成26年度の取組を総括した上で，新たな入学前教育について検討を行う。

【2-2】 北海道地区の国立大学と連携し，教養教育を充実させる。

- 北海道地区の国立大学と連携した教養教育を実施し，本学の教養教育を更に充実させる。

【3】 単位の実質化を実現するために，CAP制，GPA制度，シラバスの作成と活用，厳格な成績評価等の一体的運用を推進する。

- 単位の実質化に関するこれまでの取組を総括する。

【3-2】 学長直轄の外部委員会を設置し，授業評価及び教育課程評価を行うことにより，北海道教育委員会等のステークホルダーと密接に協力し教育課程改革を促す仕組みを構築する。

- ステークホルダーの声を取り入れた教育課程改革を促す仕組みと外部委員会を含めた体制を構築する。

【4】 学士課程において，へき地・小規模校教育，特別支援教育，食育，理数科教育，環境教育，小学校外国語活動，地域支援実践等，北海道の特色を活かしながら特色ある教育内容を重点的に推進するとともに，専門職学位課程及び学校臨床心理専攻を中心に，教育現場のニーズを反映した教育内容・方法を実現する。

- 平成26年度に編成した教育課程における各キャンパス特有の特色ある授業科目を中心に，内容を更に充実・発展させる方策を実施する。
- 大学院設置基準の改正と修士課程の教職大学院への移行を想定し，現行カリキュラムの評価を行い課題を明らかにする。
- 学校臨床心理専攻において，平成26年度の調査結果等を踏まえて，更にカリキュラム及び授業改善等を図る。

【5】 本学独自の広域圏授業をはじめとするICT等を活用する教育方法を改善し，実践する。

- 無線LANシステム及びデジタル教材等に関わるICT設備活用のための支援を行う。

【5-2】東京学芸大学、愛知教育大学及び大阪教育大学との連携を推進し、全国の教員養成教育の諸課題に対応するための機構を設置し、その下に活動拠点としてのセンターを置き、全国の教員養成系大学・学部との交流の拠点とする。

- 教員養成開発連携センターにおかれたIR部門、研修・交流支援部門、先導的実践プログラム部門及び特別プロジェクトの事業を継続的に展開し、具体的な教学改善に向けて着手する。

【5-3】教員養成課程の学生に実践的な指導力を修得させるための授業を、第3期から開講するため、次の取組を第2期中に完成させる。

- ① 附属学校等の授業分析を不断に行う等の課題解決型の授業を設計・構築する。
- ② 附属学校・拠点校等で実践的な指導法や学校の課題を学び、大学において理論的・分析的な省察を行い、実践的な学士論文につながる「卒業前実践研究(仮称)」を設計・構築する。
- 「教職実践研究」を含む課題解決型授業の実施方法等について、学校臨床教授、附属学校及び拠点校と連携し、試行に向けての準備を行う。

【5-4】第3期から教員養成課程の学生が、教育実習に必要な知識や技能を修得した上で教育実習に参加できるよう、「教育実習前知識・技能テスト(仮称)」を第2期中に完成させる。

- 教育実習前CBT(Computer Based Testing)を試行し、改善すると共に、運営組織についての検討を開始する。

【6】質の高い入学学生を確保するために、現行入試制度全般を検証し、改善するとともに学部・大学院の課程・学科・専攻に即したきめ細かい入試広報を実施する。

- 学部の推薦入試及び一般入試(前期日程)の入学選抜法を変更する。
- 安定的に入学学生を確保するため、様々な入試広報を展開する。

【7】エデュケーション・カフェや出前授業等を通じて中・高校生の教育・研究への関心を喚起するなど、キャリア教育を支援するため中・高等学校との連携を深める。

- 高校生のキャリア教育を支援し、本学への入学者のモチベーションを高める取組を引き続き行う。

【8】修士課程で秋季入学制度を導入し、大学院生の受入れに関して、現地での入学試験の体制、留学生が行うTA制度、日本語教育の体制を充実させるとともに、英語による授業・指導体制を導入する。

- 秋季入学試験を引き続き実施する。
- 平成26年度に確立した留学生(大学院生)への論文の書き方に関する指導体制を維持すると共に、問題点を把握し、平成28年度以降について検討を行う。
- 「大学院改革の方向性(案)」の方針を踏まえて、英語による授業導入を検討する。

【8-2】北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育に取り組む。

- 北海道地区の国立大学と連携し、入学前留学生教育を実施すると共に、検証を行い、平成28年度以降について検討を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【9】課程・学科の人材養成の目的を達成するために、全学一体の教育組織の編制方針を定め、責任ある教育組織を構築する。

- 教科横断型教育研究に対応した教員組織を構築する。

【9-2】教員養成課程は、小学校教員養成や特別支援教育などを目的としたプログラムの編

成にあたり、教科やキャンパスを越えて協力し、教職、教科教育、教科専門が一体となった教育体制を構築する。

- 教科やキャンパスを越えた教科横断型のプログラムの編成実施に向けて、教員協議会の部会において、プログラムの領域、開講形態、科目区分の位置付け及び運営組織などについて検討する。

【10】教育活動の評価の利用を含め、全教員による授業改善の実施体制を充実させ、教育の質の恒常的改善を行う。

- 個別に行われている評価・改善活動を結合し、PDCAサイクルを充実させる。

【10-2】教員養成を担う教員の専門性向上のため、附属学校等を活用したFDプログラムを開発する。

- 教員養成を担う教員の専門性向上のため、附属学校等を活用したFDプログラムを実施する。

【11】ICTを活用できる環境及び自学・自習環境等、教育環境を整備する。

- 平成26年度の自学、自習環境に関する報告を踏まえて環境整備を促す。

【12】学生の自学・自習を推進するため、図書館の蔵書・学習環境等を整備し、学習支援の場としての図書館を充実させる。

- 第2期における中期計画達成に向けた取組を総括し、その効果をエビデンスをもとに検証すると共に、その結果に基づき計画達成について自己評価する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【13】電子ポートフォリオの活用を含め指導教員(アカデミック・アドバイザー)による学習支援体制を充実させる。

- これまでの電子ポートフォリオの活用実績を総括し、内容と運用の課題を明らかにする。

【14】授業料免除基準枠にとらわれず、必要に応じて学長裁量により、経済的理由から就学困難な学生を支援する。

- 大学独自予算の投入等により経済的理由により修学困難な学生を支援すると共に、他大学の支援状況を調査するなどして本学において実施可能な経済的支援策について総括する。
- 東日本大震災の被災学生に対する経済的支援を継続的に実施すると共に、平成28年度以降の支援について総括的な検討を行う。

【15】課外活動等の学生の自主的な活動を支援する。

- 人材養成に関する目的の実現という観点から、学生の課外活動に対して支援を行うと共に、本学の課外活動支援の在り方について総括する。
- 「hue学生プロジェクト」を実施すると共に、改善すべき点について検討を行い、平成28年度以降の支援の在り方について総括する。

【16】学生寮を整備し、管理運営体制を見直す。

- 学生寮改修後の現状を把握すると共に今後の整備と管理運営体制について総括する。

【17】学生の生活上及び心身の健康上の問題の解決に向けて、学生相談体制を充実させるとともに、教育大学生としての倫理観、遵法精神、人権侵害及び薬物使用の防止等に関する教育・広報活動を徹底する。

- 平成26年度の総括をもとに、「倫理・人権」の充実を図る。

○ これまでの検討結果を踏まえ、全学的な学生相談体制を整備する。

【18】キャリア支援員による学生の就職支援や学生の就職意識向上のための施策を充実させ、指導教員(アカデミック・アドバイザー)による継続的な就職支援を行う。

○ 『学生の「キャリア形成」支援における全学的指針』についての認識・理解を深めるための方策を実施すると共に、全学的に体系化されたキャリア形成支援策を検討して実施案を作成する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【19】必要な資源を重点的に投入し、学校現場や地域の課題解決につながる研究プロジェクトを推進する。

○ 研究成果の検証・総括を行い、研究プロジェクトの評価を行う。

【20】「へき地・小規模校教育」をはじめ、「食育」、「環境教育」、「特別支援教育」に関する研究を重点的に支援して、本学の特徴的な研究を創造する。

○ 重点的に支援した研究プロジェクトの成果を検証・総括し、評価を行う。

【21】小・中学校の理数科教育について、教育内容・方法を研究・開発し、その成果を現職教員研修など学校教育支援や国際協力に活かす。

○ 公立学校や附属学校等における研究成果の活用(還元)状況について総括し、研究プロジェクトの評価を行うと共に、国際協力研修での取組について総括する。

【22】研究成果の社会への還元のため、シンポジウム、研究成果報告会を積極的に開催するとともに、国際会議等の開催・出席に積極的に関わる。

○ 教育実践交流会については広く教職大学院の教育実践の対外的な成果発表の場としての要素を明確にして実施する。

○ 研究成果の社会への還元及び世界への発信についての状況を総括する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【23】学術研究推進室に、「研究支援コーディネータ(仮称)」を配置し、各種研究助成や研究動向に関わる情報、研究環境改善に資する情報等を専門的に収集して、本学の研究を推進する。

○ これまでに行った改善策の効果を検証し、次期の研究推進計画を作成する。

【24】学術研究推進室が中期計画に関わる研究チームを統轄し、研究費を戦略的に配分して研究を推進する。

○ 戦略的配分の結果及び研究成果の検証を行う。

【25】研究専念制度の活用を促進するため、研究時間確保や研究費支援等の方策と併せて制度の見直しを行い、必要に応じて改善する。

○ 研究専念制度の活用状況を総括する。

【26】研究の質の向上のため、研究活動の自己点検評価を実施し、評価結果を踏まえて研究活動の見直しを行う。

○ 研究活動の自己点検評価に基づき、本学の研究活動の総括を行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

【27】「北海道地域教育連携推進協議会」を積極的に活用し、北海道の教育課題に、より具体的に・継続的に取り組み、その成果を普及させるとともに、各校長会・教育関係団体との連携を推進する。

- 「北海道地域教育連携推進協議会」の各構成団体、校長会及び教育関係団体間におけるネットワークを通して連携を深め、学校や地域への教育的支援の成果を評価する。

【28】相互協力協定先や地域コンソーシアムとの活動を深め、学校支援・地域教育支援などの諸事業を展開し、社会貢献に関わる事業を体系化し、事業の成果を普及させる。

- 北海道の教育課題に対応した、学力向上、地域のスポーツ、文化活動等の振興に関する事業の成果を取りまとめ、教育現場及び現職教員の資質能力向上のための支援について評価する。

【29】教員免許状更新講習を積極的に実施するとともに、教育委員会や他大学と連携し、北海道の教員免許状更新講習の連絡・調整において、積極的な役割を果たす。

- 受講者の利便性の向上を図るため、教員免許状更新講習実施事務センターのホームページをリニューアルすると共に、平成28年度改正後の教員免許状更新講習開設に向けた具体的な作業等を推進する。
- 必修領域講習の内容の充実に向けて、必修領域講習講師用共通テキストの内容を点検し、改訂版の作成・配付に取り組むと共に、受講者用CDの内容の充実を図る。

【30】へき地・小規模校教育、食育、小学校外国語活動などの学校教育の諸課題について、教育委員会や教育研究所、学校と協働して北海道の実情に応じた実践的な取組を展開する。

- へき地・小規模校教育、小学校外国語活動を対象とする取組に係る教育委員会等との協力・連携について取りまとめる。

【31】地域の教育・文化の拠点として、公開講座や出前授業、講師派遣やボランティアの派遣などに積極的に取り組むとともに、北海道教育委員会主催事業等の地域ぐるみの教育活動に積極的に参画する。

- 公開講座の実施や道民カレッジとの連携を深め、各教育委員会や団体等が進める各種事業に積極的に参画する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

【32】「国際化推進基本計画」に基づき、留学生数を年間120人にすることを旨とするとともに、学生の派遣、教育研究交流・国際会議を積極的に推進する。

- 「国際化に向けてのアクションプラン(平成26年度～平成27年度)」に基づき、留学生の受入・派遣を推進すると共に、平成28年度以降の事業内容や実施体制について検討する。
- タイ・ブラパー大学で開催予定の「第6回教育に関する環太平洋国際会議」に出席すると共に、教育研究交流の活性化について検討する。

【33】文部科学省・JICA・JICE等と協力して、理数科教育を中心に国際協力事業を推進する。

- JICAと連携し、初等理数科教授法(A)仏語及び(B)英語の受入研修を実施すると共に、JICA草の根技術協力事業における、現地での理科算数教材副読本の作成と、パイロット校全教員の指導案作成能力と指導案を使用した授業づくりを集中的に指導することにより、途上国における国際教育協力を推進する。

【34】海外研修など、教職員の英語力向上プロジェクトを推進する。

- 事務職員英語力向上プロジェクトに基づいた活動を行うと共に、これまでの取組について総括する。
- 教員海外英語研修及び国際学会への発表促進を継続して実施すると共に、成果について検証を行う。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【35】 理事、校長等による「附属学校運営会議」をより機能的にし、学長のリーダーシップによるマネジメント体制を一層推進する。

- 正副校園長と各校担当副学長が定期的に協議を行い、それらについて附属学校運営会議で情報共有を図ると共に、運営体制について検証する。

【36】 大学と附属学校の連携を強化し、新任大学教員の研修の義務化など、大学教員のFD活動の場として附属学校を積極的に活用したり、大学と附属学校とが連携して行う研究活動を継続的に推進して成果を教育現場に還元する。

- 大学教員のFD活動の場として附属学校園を積極的に活用する。
- 大学との組織的連携のもとに、各地区附属学校園の特色を踏まえて、小中一貫教育を目指すカリキュラムを作成する。

【37】 教育実習、教科教育学等に関して大学と連携し、学生の実践的な学びの体系化を推進するとともに、学生の実践的な学びの場としての役割を積極的に果たす。

- 教育実習に関わって3年間の改善状況及び残された課題を明らかにし、一層の改善に取り組む。

【38】 国の拠点校として、先導的・実験的な教育・研究など国の教育政策を推進するとともに地域教育の「モデル校」として地域の教員の資質・能力の向上や教育活動の推進に寄与する。

- 研究開発指定校として先導的・実験的な教育・研究を推進してその成果を地域の学校に還元すると共に、附属幼稚園の現状と課題を分析したうえで、見直しを検討する。

【39】 国際交流・協力センターと協力して理数科を中心に国際協力事業を推進し、国際的に教育の向上に寄与する。

- 大学の実施する国際協力事業に積極的に協力しつつ、第2期中期計画期間中の成果について検証する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
--

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【40】 中長期的な見通しのもと「財政計画」を策定し、全学的視点に立ち、評価を踏まえた効果的・効率的な予算配分を実施する。

- 中長期的な見通しのもと、「第3期中期財政計画」の素案を策定すると共に、全学的視点に立ち予算配分を実施する観点から、重点政策経費等による事業の評価を試行し、評価を踏まえた予算の配分方法を完成させる。

【41】 学長裁量の教員枠を確保し、戦略的な教育研究に機動的に配置する。

- 平成26年度における学長裁量枠11を基本とし、「学長裁量枠のポイント制による管理方法等について」に基づき特任教員の採用計画を含めた全学の人事計画を策定のうえ、教員配置を行う。

【41-2】 学長のリーダーシップのもと、ガバナンス体制の総点検・見直しを行い、教育研究組

織の再編成や学内資源の再配分等を戦略的・重点的に行うことで教育・研究・社会貢献の機能強化を進める。

○ ガバナンス体制の内部規則の総点検を行う。

【41-3】学長を補佐する副学長等の権限と責任を検証し、それらを明確にするとともに、選任方法の見直しを行う。

○ 副学長等の選考方法及び権限や責任に関する規則の総点検を行う。

【42】教育組織の編制方針を基本としつつ、効率的・機動的な視点を踏まえた「教員配置・採用方針」を策定し、全学一体の教員組織を再構築する。

○ 大学院改革に応じた教員配置計画を策定する。

【43】課程・学科について専攻・コースごとに教育成果を検証し、必要に応じて機動的な見直しを行う。

○ 課程・学科について教育成果を検証する。

【44】教員組織の再構築に合わせて、修士課程や専門職学位課程の専攻・専修・コースの在り方等の検討を行い、学校現場や社会状況、あるいは社会のニーズ等にも照らして、必要に応じた組織の見直しを行う。

○ 「大学院改革の方向性(案)」の見直しに基づき、修士課程及び教職大学院の専攻の見直しを図り、新たな教育研究組織を構想する。

【45】連合大学院への参画、共同大学院の可能性等の検討を行い、博士課程の設置を目指す。

○ 教員養成大学・学部の連携によるプロフェッショナル型博士課程(Ed.D.型)設置に向け、検討する。

【46】経営協議会外部委員の意見を汲み取る工夫をし、活性化に資する。

○ 学外委員の意見を聴取するための取組を更に検討し、当該意見を大学経営に反映させる体制を構築する。

【47】FD・SDを効果的に実施するためのアクションプランを策定し、組織的に能力開発に取り組む。

○ FDアクションプラン2011-2015について総括を行い、FDに関する組織的な取組を継続して実施する。

○ SDに係る基本方針に基づき、能力開発推進のために研修を実施すると共に、これまでの取組について総括する。

【48】人事評価システムについて、検討課題を実証的に確認し、給与に反映させるシステムとして充実させる。

○ 教育研究活動の向上のため、必要に応じ、指導及び助言を実施すると共に、これまでの取組について総括する。

【48-2】教育研究力の向上・改善を図るため、教職としての専門性向上への寄与を重視し、一定期間毎に実施して、結果を処遇に反映させる新たな教員評価制度を第3期から実施するため、開発に取り組む。

○ 新たな教員評価制度における評価体制等を検討し、第3期から実施するため開発を進める。

【49】国立大学協会が掲げる女性教員の割合20%を目指し、女性教員を着実に増加させることにより、男女共同参画を推進する。

- ポジティブ・アクションで示された推進方策を行うと共に、これまでの取組について総括する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【50】事務処理の見直しに関する基本方針を策定し、合理化・効率化を推進する。

- 業務内容の合理化・効率化を推進すると共に、これまでの取組の総括を行う。

【51】学長直轄の監査室による計画的な業務及び会計に関する監査を実施する。

- 内部監査業務の充実を図るため、これまでに行った監査の効果を検証し、新たな監査業務の必要性・拡充性の検討を行い、今後に生かす。

【51-2】北海道地区の国立大学と連携し、事務の効率化・合理化のための取組を行う。

- 北海道地区の国立大学で導入した、統一的な安否確認システム及び旅費システムの運用における情報共有、必要なデータ更新、今後の運用上の課題を検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【52】科学研究費補助金の申請率100%を目指し、採択件数を増加させるとともに、GP、受託・共同研究、公募型助成金等外部資金の増加に向けて取り組む。

- 第2期中に取り組んだ具体的方策を検証し、次の自己収入の増加策を立案する。

【53】「北海道教育大学教育支援基金」(平成18年から平成23年までの5年計画で1億円を目標)の募金活動を、同窓会及び商工会議所等の支援を受けて継続して行う。平成24年度以降は基金の在り方を含めて抜本的な見直しを図る。

- 様々な機会を通して、企業、同窓会等に対する募金活動を実施すると共に、継続した寄附金収入を得るための方策に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【54】「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

- 年度計画なし。

【55】管理的経費に関し不断の見直しを行い、経費の削減を実現する。

- 道内他大学と合意した共同事務処理を実施し、管理的経費の削減を実現すると共に、中期目標期間における取組の検証と評価を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【56】施設・設備の使用状況を点検・評価し、必要かつ計画的な整備を実施して資産を有効活用する。

- 「施設維持管理マニュアル」による施設等の点検・評価を行い、要修繕箇所については計画的に修繕を実施すると共に、大学の施設等の有効活用を図る方策を定める。

- 共同利用可能設備の有効活用の促進及び「物品の共同利用に関する指針」に基づく、計画的更新並びに不用物品の再利用の促進を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【57】評価体制の整備を行い、評価に関する広報を充実させ、評価を大学諸活動と一体的で必然的な活動として実現する。

- 点検評価規則を改正し評価体制の整備を行い、評価活動の定着が図られたか検証を行う。

【58】自己評価・外部評価及び認証評価を実施・受審し、大学運営の改善に資する。

- 平成26年度の自己評価を外部評価にかけ、大学運営の改善を図ると共に、大学機関別認証評価を実施・受審する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【59】全学的な広報体制を再構築し、全学内で情報を共有する広報を推進し、大学運営に資する。

- 積極的な情報発信を推進するため、全学的な広報を充実させると共に、学生からの情報や意見を広報活動に生かす取組について検討・実施する。

【60】情報公開・情報発信体制を充実させ、社会への説明責任を果たすとともに、大学のブランド力を高める企画を推進して、地域における存在意義を高める措置を講ずる。

- 平成26年度に行ったホームページのリニューアルを踏まえ、ホームページやFacebookの更なる充実に努め、効果的な情報発信を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【61】「北海道教育大学における地球温暖化対策に関する実施計画」に基づき、環境負荷低減を推進する。

- 「北海道教育大学における地球温暖化対策に関する実施計画」の行動計画に基づき、環境負荷低減策を推進すると共に、中期目標期間における環境負荷低減に係る取組の検証と評価を行う。

【62】学生・教職員が快適に生活できるようにキャンパス環境を向上させるため、学生・教職員が協働して構内美化を進めるとともに、施設の整備を推進する。

- 構内美化改善のための景観整備等を進めると共に、次期「キャンパスマスタープラン」を策定する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【63】「危機管理は日常から」を踏まえ、安全で安心なキャンパス環境を絶えず目指し、危機管理体制を充実させる。

- 「大震災対応マニュアル」をもとに策定した具体的な行動計画による定期的な訓練を実施し、具体的な行動内容を確認すると共に、必要に応じて行動計画の改訂を行う。
- 統一した附属学校危機管理マニュアルの整備を行うと共に、危機管理の当事者意識を高めるための講習会を実施し、キャンパス環境の充実に資する。

【64】人権侵害防止に取り組み、教職員の行動規範を周知徹底するとともに、メンタルケアを含

む安全衛生管理を強化する。

- 人権相談活動及び行動規範に関する周知・啓発を実施すると共に、これまでの取組について総括する。
- 教職員のメンタルケアへの支援の充実を含め、安全衛生管理についての問題点、課題等がないか、定期的な確認を行うとともに、これまでの取組について総括する。

【65】 情報セキュリティ基盤を定期的、段階的に見直し、情報の安全性に対する新たな脅威に常に対応できる情報セキュリティ体制を整えるとともに、情報セキュリティに関する新たな教育プログラムを整備して利用者教育を実施する。

- 情報セキュリティ基盤整備計画及び情報セキュリティに係る利用者教育計画等に基づく施策を実施すると共に、利用者のセキュリティ意識向上のための取組を実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【66】 監査機能の強化並びに公益通報者保護規則の周知徹底に取り組む。

- 各事務局組織が「リスクマネジメント」及び「リスクコントロール」を意識化しうる内部監査の在り方を検討すると共に、公益通報に係る認識及び周知方法等の拡充を検討する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

18億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し, または担保に供する計画

計画の予定なし。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は, 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・耐震対策事業(特会) ・屋内運動場耐震改修 ・小規模改修	総額 377	・施設整備費補助金 (333) ・国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (44)

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 平成26年度における学長裁量枠11を基本とし、「学長裁量枠のポイント制による管理方法等について」に基づき特任教員の採用計画を含めた全学の人事計画を策定のうえ、教員配置を行う。
- 大学院改革に応じた教員配置計画を策定する。
- FDアクションプラン2011-2015について総括を行い、FDに関する組織的な取組を継続して実施する。
- SDに係る基本方針に基づき、能力開発推進のために研修を実施すると共に、これまでの取組について総括する。
- 教育研究活動の向上のため、必要に応じ、指導及び助言を実施すると共に、これまでの取組について総括する。
- 新たな教員評価制度における評価体制等を検討し、第3期から実施するため開発を進める。
- ポジティブ・アクションで示された推進方策を行うと共に、これまでの取組について総括する。

(参考1)平成27年度の常勤職員数 805 人

また、任期付職員数の見込みを 53 人とする。

(参考2)平成27年度の人件費総額見込み 7,237 百万円(退職手当は除く)

(別紙)

- 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画

(別表)

- 学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数

1. 予 算

平成 2 7 年 度 予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	6, 7 0 2
施設整備費補助金	3 3 3
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	5 0 9
国立大学財務・経営センター施設費交付金	4 4
自己収入	3, 3 0 3
授業料、入学金及び検定料収入	3, 1 4 4
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	1 5 9
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1 0 1
引当金取崩	5 8
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	1 9 9
計	1 1, 2 4 9
支 出	
業務費	1 0, 2 6 2
教育研究経費	1 0, 2 6 2
診療経費	0
施設整備費	3 7 7
船舶建造費	0
補助金等	5 0 9
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1 0 1
貸付金	0
長期借入金償還金	0
計	1 1, 2 4 9

[人件費の見積り]

期間中総額 7, 2 3 7 百万円を支出する（退職手当は除く）。

注 1) 「運営費交付金」のうち、平成 2 7 年度当初予算額 6, 6 6 5 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 3 7 百万円

注 2) 「施設整備費補助金」のうち、前年度よりの繰越額 2 8 6 百万円

2. 収支計画

平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,444
經常費用	10,444
業務費	9,824
教育研究経費	2,081
診療経費	0
受託研究費等	40
役員人件費	193
教員人件費	5,638
職員人件費	1,872
一般管理費	365
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	255
臨時損失	0
収入の部	10,444
經常収益	10,444
運営費交付金収益	6,699
授業料収益	2,220
入学金収益	399
検定料収益	92
附属病院収益	0
受託研究等収益	40
補助金等収益	509
寄附金収益	61
財務収益	0
雑益	159
資産見返運営費交付金等戻入	191
資産見返補助金等戻入	12
資産見返寄附金戻入	25
資産見返物品受贈額戻入	37
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成27年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,360
業務活動による支出	9,993
投資活動による支出	1,257
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	110
資金収入	11,360
業務活動による収入	10,637
運営費交付金による収入	6,665
授業料・入学金及び検定料による収入	3,144
附属病院収入	0
受託研究等収入	40
補助金等収入	510
寄附金収入	61
その他の収入	217
投資活動による収入	377
施設費による収入	377
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	346

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

教育学部	教員養成課程 720人 （うち教員養成に係る分野 720人） 国際地域学科 285人 芸術・スポーツ文化学科 180人 （改組前の課程） 教員養成課程 2,100人 （うち教員養成に係る分野 2,100人） 人間地域科学課程 990人 芸術課程 360人 スポーツ教育課程 180人
教育学研究科	学校教育専攻 48人 （うち修士課程 48人） 教科教育専攻 192人 （うち修士課程 192人） 養護教育専攻 12人 （うち修士課程 12人） 学校臨床心理専攻 18人 （うち修士課程 18人） 高度教職実践専攻 90人 （うち専門職学位課程 90人）
養護教諭特別別科	40人
附属札幌小学校	464人 学級数 15
附属函館小学校	440人 学級数 12
附属旭川小学校	440人 学級数 12
附属釧路小学校	440人 学級数 12
附属札幌中学校	354人 学級数 12
附属函館中学校	330人 学級数 9
附属旭川中学校	330人 学級数 9
附属釧路中学校	330人 学級数 9
附属特別支援学校小学部	18人 学級数 3
附属特別支援学校中学部	18人 学級数 3
附属特別支援学校高等部	24人 学級数 3
附属函館幼稚園	90人 学級数 3
附属旭川幼稚園	90人 学級数 3